秋田地方最低賃金審議会

令和6年度第2回 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和6年10月4日(金) 9:57~10:48

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公 益 委 員 2名 労働者側委員 3名 使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より配付資料、労働者側参考人及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明がなされた。
- (2) 労働者側代表委員及び使用者側代表委員から基本的な考え方が述べられ、引き上げ金額 の提示がなされた。

<労働者側委員基本的な考え方と提示金額>

2024年の中賃の目安は各ランクとも50円となり、最低賃金を含めた賃上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められており、産別最賃においてもこの流れを止めてはならない。

生産年齢人口が減少していくなかで、優秀な人材を確保するためには、産業としての魅力を高めていかなければならず、適切な産別最賃は必要不可欠である。非鉄産業は高度な専門性や高い熟練度を必要とし、作業環境も大変厳しいことを鑑みれば、当然ながらその最低賃金は地賃や他業種の産別最賃と比較してより高い水準であって然るべきである。

地賃に対する優位性を持たせるため、地賃を上回る金額で提示したいところだが、個別 当該労使間で計画的引き上げをしていくことから、引き上げ額 50 円、時間額 1,011 円を 提示する。

<使用者側委員基本的な考え方と提示金額>

日本経済を取り巻く環境は、業種・規模ごとの回復の濃淡が激しく、天井の見えない物価高の下、実質と名目の経済成長率の大きな乖離は変わっていない。その中で、物価高騰が税収の増加に結び付く一方で、ガソリン、電力等生活に直結する物品の高騰は企業活動にも継続的に大幅なコスト負担としてのしかかっている。

金属価格は比較的安定しているが、電力価格の異常な高騰は特に電力コストのかかる亜 鉛製錬所にとっては死活問題であり、石油製品の高騰など物品コストに加えなかなか解消 されない半導体不足による納品遅れの増加など、業界は四面楚歌の状態に置かれている。 また、EUによって仕掛けられた脱炭素問題は企業にとって巨額な投資が必要であり、労働力不足解消へ向けた省力化、省人化投資などと併せ各企業は極めて困難な状況下に置かれている。

県内企業は労働人口の先細りの中、地域内の労働人口の奪い合いをしており、各社の事業継続性を加味したうえで、影響率の少なさから業界のアピールとして引き上げることはやぶさかでないと考え、中賃の目安額のとおり、引き上げ額50円、時間額1,011円を提案する。

- (3) 基本的な考え方に基づく金額提示において、労働者側と使用者側の合意が見られ、秋田 県非鉄金属製錬・精製業最低賃金について、50円引き上げて時間額を1,011円とすること で全会一致で結審したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をも って秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。
- (4) 事務局から本日異議申出の公示を行い、後日他の特定最低賃金と併せ答申内容の記者発表を行う予定である旨説明がなされた。